第1節 豊かな自然環境との共生

環境保全

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・佐久市環境基本条例、佐久市環境基本計画 に基づき、環境保全のための各種施策を推進 しています。
- ・水資源の保全に関する条例を佐久地域の各 市町村が整備し、地域全体で地下水の保全に 関するルールを確立しました。
- ・地下水賦存量調査*を実施し、実態把握を進めています。
- ・緑の環境調査*や定期的なパトロール、水質、 大気などの各種調査を行い、自然環境の実態 の把握に努めるとともに、その保全に対する 市民意識の高揚や公害防止に努めています。
- ・市役所本庁舎と市立の小中学校・保育所の空間放射線量*や、給食、病院などで用いる食品の放射性物質の測定を定期的に実施しています。

- ・豊かな自然を守り、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保するため、平成30年度からの10年間の指針となる第二次佐久市環境基本計画を策定する必要があります。
- ・地域の貴重な水資源を保全していくため、地下水賦存量調査を行い、情報を蓄積するとと もに、その活用を図る必要があります。
- ・良好な生活環境を維持するため、水質、大気 などの各種調査や定期的なパトロールを行 い、引き続き環境保全や公害防止活動に取り 組む必要があります。
- ・放射性物質に対する市民の不安を払拭する ため、引き続き測定と情報提供に努める必要 があります。
- ・開発などの人の活動による生態系の破壊、人の自然に対する働きかけの縮小による里山の劣化、特定外来生物*の分布の拡大など、生物多様性*に対する様々な影響が及んでいることから、その保全に向けた総合的な対策に取り組む必要があります。

^{*}地下水賦存量調査:地下水の総量を理論的に算出するための調査

^{*}緑の環境調査:市民に身近な動植物の生息などについて報告してもらうことにより自然環境の状況を把握する調査

^{*}空間放射線量:大気中の放射線の量。単位は、Sv(シーベルト)

^{*}特定外来生物:外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

^{*}生物多様性:たくさんの種類の生き物がいること、それらが複雑に関わりあって存在していること。

(1)総合的な環境保全施策の推進

・環境保全、再生可能エネルギー*利用促進、 生物多様性の保全、地球温暖化対策の各分野 で構成する第二次佐久市環境基本計画を策 定し、環境保全に関する施策を総合的に推進 します。

(2)環境保全対策の推進

- ・地域共有の貴重な財産である地下水を保全 し、その健全な循環を確保するため、地下水 賦存量を明らかにし、地域の水は地域で守る 活動を推進します。
- ・自然環境の保全と公害防止を図るため、関係 機関と連携し、水質汚濁、大気汚染などの調 査や監視活動を推進します。
- ・効果的な環境施策の展開を図るため、緑の環 境調査を継続的に実施し、分析を進めます。
- ・空間放射線量、食品や水などに含まれる放射 性物質の測定を実施し、情報提供に努めます。

(3) 生物多様性の保全

- ・人の生活や経済活動と自然との関わりを良好な状態に保つため、生物多様性の保全に対する意識の高揚を図ります。
- ・特定外来生物を始め、生態系への脅威となっている様々な要因の軽減に向けた取組を推進します。

^{*} 再生可能エネルギー: 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

街並み緑化・公園・景観形成

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・花苗の支給や緑化活動の講習会を行い、地域 の住民や団体などとの協働により、緑化活 動を推進しています。
- ・地域の住民や団体などによるボランティア 活動やアダプトシステム*を活用し、水辺空 間の環境整備を進めています。
- ・26公園においてアダプトシステムによる 管理を行うとともに、地域住民との協働に より、公園の植栽活動などを行っています。
- ・平成25年3月に、佐久総合運動公園に第2 種公認陸上競技場が完成し、平成26年3 月には、補助競技場が完成ました。
- ・佐久平駅前に市民交流ひろばを整備し、平成 25年10月から供用を開始し、平成26 年度から指定管理者による管理運営を行っ ています。
- ・公園利用者へのアンケートの結果を公園施設の改修に反映させるとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、補修・更新を進めています。
- ・長野県屋外広告物条例、佐久市景観条例・景 観計画などに基づく規制、誘導により、良好 な景観の保全・育成に努めています。

- ・まち全体が緑にあふれる快適な生活空間を 創造するため、緑の基本計画を見直す必要 があります。
- ・アダプトシステムや緑化活動への参加団体 が固定化しつつあることから、新たな団体 の参加を促進する必要があります。
- ・佐久総合運動公園に計画されている野球場 とクロスカントリーコースの整備を進める 必要があります。
- ・市民の憩いやふれあいの場を確保するため、 市内の公園の設置状況などを踏まえ、計画 的に公園の整備を進める必要があります。
- ・公園施設長寿化計画に基づき、公園施設の計画的な補修・更新を進めるとともに、施設の使用状況による補修などへ対応する必要があります。
- ・潤いと安らぎを感じられる環境を創造する ため、広がりのある優れた田園風景や周辺 の山並みの眺望などの「原風景」を保全する とともに、「原風景」と道路や市街地などの 都市の景観が調和した「新風景」を育成する 必要があります。

^{*}アダプトシステム:アダプトシステムは「里親制度」とも呼ばれ、地域住民団体などが「里親」として、道路や公園などを、「里子」のように愛情をもって面倒を見る(清掃・美化)ため、自治体と役割分担について協定を結び、必要な支援を受けつつ、継続的な美化活動を実施する制度

(1) 緑豊かな街並みの形成

- ・緑の基本計画の見直しを行い、緑地の保全と 街並みの緑化を推進します。
- ・緑化活動への新たな団体の参加を促進する ため、積極的なPRに努めます。
- ・潤い豊かな水辺空間を創出するため、地域やボランティア団体との協働により、草刈やゴミ拾い、花の植栽など、河川の環境美化活動を推進します。
- ・公園の維持管理方法などの見直しを行い、幅 広い団体のアダプトシステムへの参加を促 進します。

(2) 快適な暮らしを支える公園の整備

- ・総合運動公園の早期完成を目指し、計画的に 整備を進めます。
- ・市内の公園の設置状況や利用状況などを踏まえ、計画的に公園の整備を進めます。
- ・安全で快適な公園の利用環境を確保するため、公園施設長寿化計画に基づき、公園施設 の計画的な補修・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

(3)美しく豊かな景観の育成

・長野県屋外広告物条例、佐久市景観条例・景 観計画などに基づく規制、誘導により、「原 風景」の保全を図るとともに、「原風景」と 調和した「新風景」の育成を推進します。

第2節 良好な地球環境の確保

地球温暖化対策

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・グリーンカーテン*、クールビズ、ウォームビズ*など、環境負荷を低減する取組を推進しています。
- ・市内小学生を対象にわが家のエコ課長*を委嘱するとともに、その後のフォローアップを 実施し、子どもの頃からの環境意識の高揚を 図っています。
- ・佐久市環境エネルギー重点プランに基づき、 メガソーラー発電事業*や太陽光発電などの 設備導入に対する補助事業を実施し、電力自 給率の向上に取り組んでいます。
- ・平根水力発電所の放水路にマイクロ水力発電 *設備を整備し、広域避難場所に指定している平根小学校への送電を開始しました。
- ・木質バイオマス*熱利用設備導入事業補助金を拡充し、これまでのペレットストーブ、木質バイオマスボイラーの設置に要する経費に加え、木質バイオマス燃料製造設備の設置に要する経費についても対象としました。

- ・地球温暖化の原因となる温室効果ガス*の排出を削減するため、省エネルギー効果の高い設備への更新や、地域全体における省エネルギー行動を促す実行計画を策定する必要があります。
- ・環境に対する意識の幅広い啓発と定着を図る ため、環境教育の機会を拡充する必要があり ます。
- ・地域の資源である再生可能エネルギーを有効 に活用するため、佐久市のエネルギー施策の 課題や今後の方向性について検討を進める 必要があります。
- ・太陽光や木質バイオマスの利用を促進すると ともに、水力や地中熱などの再生可能エネル ギーの普及についても検討する必要があり ます。

^{*}グリーンカーテン:ゴーヤやアサガオなどのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの

^{*}クールビズ、ウォームビズ:地球温暖化対策の一環として、過度な冷房や暖房に頼ることなく、様々な工夫をして快適に過ごすための取組

^{*}わが家のエコ課長:省エネルギー活動の推進について、家族や友達、地域の人々に対する呼びかけや実践を行い、市民全体へ環境問題への意識の高揚を図る活動推進員のこと。社会科などで環境問題を学習する時期である小学4年生の児童全員に対し、6月の環境月間に合わせて委嘱している。

^{*}メガソーラー発電事業:出力1メガワット(1,000キロワット)以上の大規模な太陽光発電事業のこと。本市では、佐久市メガソーラー発電所において、設備一式を「有限責任事業佐久咲くひまわり」より、設備の保守も含めてリースし、市が自ら事業者となり運営している。

^{*}マイクロ水力発電:用水路や小河川などの水流を利用して発電を行う、小規模な水力発電のこと。

^{*}木質バイオマス:木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のこと。

^{*}温室効果ガス:二酸化炭素やメタンなど、赤外線を吸収し、再び放出する性質のある気体のこと。大気中の温室効果ガスが増えると、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向から赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、地球の表面の気温が高くなる。

(1) 低炭素社会の推進

- ・佐久市地球温暖化対策実行計画の地域編となる省エネルギー行動計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に向けた省エネルギー行動を促進します。
- ・わが家のエコ課長フォローアップ事業を拡充 するとともに、学校教育における環境学習メ ニューの充実を図ります。
- ・県が実施している信州クールシェアスポット* や信州あったかシェアスポット*などの取組 の周知を図るとともに、アイドリングストッ プなど、家庭でできる地球温暖化対策の啓発 に努めます。

(2) 再生可能エネルギー施策の推進

- ・エネルギーの地産地消を推進するため、太陽 光や木質バイオマスの適切な利用を促進す るとともに、水力や地中熱などの再生可能エ ネルギーの普及についても検討し、再生可能 エネルギーのさらなる利用促進を図ります。
- ・木質バイオマスを活用した熱利用機器の導入 促進に加え、ペレットや木質チップの生産、 製造から消費までが地域で循環する体制づ くりを進めます。
- ・老朽化した平根発電所の計画的な改修や更新 を進めるとともに、農業用水路などを活用し た水力発電設備の導入を促進します。

^{*} 信州クールシェアスポット・あったかシェアスポット: 家庭のエアコンなどの電気や暖房器具を止めて、元々涼しい場所や温かい場所へ出かけ、涼しさや温かさを分け合い、社会全体としての節電・省エネルギーを図る取組

第3節 快適な生活環境の創出

環境衛生

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用 に対する補助金を交付し、生ごみの減量と 堆肥化を推進しています。
- ・ごみの減量と資源化に関するパンフレット の全戸配布や出前講座などにより、分別の 徹底とリサイクルについての啓発を行って います。
- ・うな沢第2最終処分場の適切な管理運営を行っています。
- ・分別基準を見直し、今まで埋め立てごみとして処理していた容器包装プラスチックの資源化を進めています。
- ・平成31年度の新クリーンセンター*の稼動を目指し、佐久市・北佐久郡環境施設組合と地元区などとの間で地区協定が締結され、造成工事を開始するとともに、施設建設・運営事業者が決定しました。
- スーパーマーケットなどの店頭で、マイバッ グ持参を呼びかける啓発活動や持参率調査 を実施しています。
- ・佐久警察署などと連携し、市内の主要幹線道 路において、ドライバーに対しポイ捨て禁 止を呼びかける街頭啓発活動を実施してい ます。

・し尿処理施設は、延命化計画に基づく適正な 管理を実施するとともに、包括管理運営業 務委託などによる効率的な運営を行ってい ます。

- ・ごみの減量と資源循環型社会の形成に向け、 ごみの減量化や分別の徹底、リサイクルに ついての啓発を強化する必要があります。
- ・今後も安定的な埋立ごみの処理体制を確保 するため、うな沢第2最終処分場の延命化 を図るとともに、処理施設の適正な維持管 理に努める必要があります。
- ・平成31年度の新クリーンセンター稼働に向け、佐久市・北佐久郡環境施設組合や関係者との連携を深める必要があります。
- ・マイバッグの持参率を向上させるため、店頭 での呼びかけや広報活動の強化を図る必要 があります。
- ・ポイ捨てが多い場所を中心に、監視、予防に 努めるとともに、街頭啓発活動を強化する 必要があります。
- ・し尿処理施設の老朽化により、修繕費用が増加しているため、計画的な修繕による維持管理と効率的な運営を行っていく必要があります。

^{*}新クリーンセンター: 佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町が連携し、安全、安定、かつ安心なごみ処理体制を維持していくために整備する新たなごみ焼却施設

(1) 廃棄物処理対策の推進

- ・ごみの減量化や分別の徹底、リサイクルについての啓発を強化します。
- ・家庭から発生する生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機などの購入費用に対する補助制度の普及を図るとともに、佐久市堆肥製産センターにおける臼田地区の生ごみの堆肥化を推進します。
- ・処分場の延命化を図るため、処理施設の適正 な維持管理に努めます。
- ・平成31年度の稼働を目指し、佐久市・北佐 久郡環境施設組合や関係者との連携を深め、 新クリーンセンターの整備を促進します。
- ・レジ袋削減県民スクラム運動*の普及やマイバッグ持参の啓発を強化し、ごみの減量化と二酸化炭素削減による環境保全に対する市民意識の高揚を図ります。
- ・ポイ捨てや不法投棄を防止するため、関係機 関と連携し、監視活動、啓発活動の強化を図 ります。

(2) し尿・汚泥対策の促進

・し尿処理施設の適正な維持管理と効率的な 運営を促進します。

^{*}レジ袋削減県民スクラム運動:生活に身近なレジ袋の削減をきっかけとして、環境にやさしい生活スタイルへの転換を呼びかける運動

上水道

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・市内では、佐久水道企業団や小諸市上水道事業などによる給水が行われ、良質な水の安定供給が図られています。
- ・長野県豊かな水資源の保全に関する条例に 基づき、水資源保全地域*を指定するととも に、水源地域の適正な土地利用を促進して います。
- ・水資源に関する調査や研究を行うとともに、 周辺市町村を始めとする全国の自治体と情報交換を行っています。
- ・水循環、水資源の重要性、水源保全の啓発を 行っています。
- ・市が給水を行う小規模水道(飲料水供給施設*と簡易給水施設*)では、安全で良質な水を安定供給するため、定期的な施設の点検や水質検査を実施しています。

- ・良質で恵まれた水資源を次代に継承していくため、水源地域の適正な土地利用が図られるよう、水源地の保全活動を継続していく必要があります。
- ・地域共有の財産である地下水の健全な循環と水資源の保全のため、地下水や土地利用の現況の把握に努めるとともに、継続して水資源に関する調査や研究を行う必要があります。
- ・水が健全に循環することによってもたらされる水の恵みや水循環の重要性、節水の必要性について、理解と関心を深めるための 啓発を行う必要があります。
- ・水の安定的な供給を続けるため、老朽化した 水道施設を更新する必要があります。
- ・関係機関と連携し、災害時においても給水が できる体制を確保する必要があります。

^{*}水資源保全地域:長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づき、県知事が、水資源の保全のため必要な区域として指定する区域

^{*}飲料水供給施設:給水人口が50人以上100人以下である水道

^{*}簡易給水施設:給水人口がおおむね20人以上49人以下である水道

(1) 水資源の保全

- ・土地利用の現況把握や地下水調査など、水源 地の保全活動を継続して実施します。
- ・水源地域保全のため、水源地を保有する市町 や周辺市町村と連携し、広域的な上水道施 策を促進します。
- ・水資源の有限性、水の貴重さ、節水の必要性 について、水道事業者と連携し、啓発を推進 します。

(2) 上水道の整備・管理

- ・水道事業者と連携し、水道施設の維持管理体制の強化を促進するとともに、中長期的な視点による施設の更新と将来の水需要を見据えた効果的な施設整備を促進します。
- ・水道事業者と連携し、管路などの耐震化を促進するとともに、非常時におけるバックアップ体制が可能な配水システムの構築を促進します。
- ・市が給水を行う小規模水道では、老朽化した 施設の更新や施設の耐震化を推進し、施設の 適正な維持管理と安定給水の確保を図りま す。

下水道

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・公共下水道*の未普及箇所について、一団の 大きな区域としての整備を計画的に進めて います。
- ・補助金を活用して下水道計画区域外への合 併処理浄化槽の設置を推進し、水洗化を進 めるとともに、佐久市浄化槽協会と連携し て合併処理浄化槽の適正な維持管理を行っ ています。
- ・公共下水道の未接続世帯宅へ戸別訪問を実施し、水洗化の普及促進に努めています。
- ・平成24年度に官庁会計から公営企業会計 に移行し、事業別の使用料を統一しました。
- ・平成23年12月から、下水道使用料徴収業 務を民間委託し、収納率の向上と経費の節 減を図っています。
- ・施設の安定的な運転管理のため、日常点検と 計画的な修繕を実施しています。
- ・生活排水処理施設の統廃合計画を策定し、農業集落排水処理施設やコミュニティ・プラント施設*の公共下水道への統合を進めています。

- ・公共下水道の未普及箇所について、合併処理 浄化槽の設置を含め、費用対効果を踏まえ た効率的な整備を進める必要があります。
- ・合併処理浄化槽の適切な水質を維持するため、佐久市浄化槽協会の加入率の向上を図るとともに、未加入者の維持管理状況を把握する必要があります。
- ・快適で衛生的な生活環境を提供するため、公 共下水道が公共用水域の水質保全に役立っ ている現状の周知を図るとともに、未水洗 世帯への対応策を強化し、水洗化を促進す る必要があります。
- ・下水道の健全な経営と負担の公平・適正化を 確保するため、下水道使用料の収納率向上 を図る必要があります。
- ・施設、機械・電気設備、管路などの老朽化が 進んでいるため、長寿命化計画に基づく老 朽化施設の改築更新を計画的に進める必要 があります。
- ・長期的な経営の安定化に向け、生活排水処理 施設の新たな統廃合計画を策定する必要が あります。

^{*}公共下水道:ここでは、処理人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において行われる「特定環境保全公共下水道」を含む広義の公共下水道を指す。

^{*}コミュニティ・プラント施設:廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置する小規模な下水処理施設のこと。

(1) 水洗化の促進

- ・人口減少が進行していることから、平成19年度に策定した生活排水処理基本計画の見直しを行い、人口規模に見合った総合的かつ効率的な生活排水処理施策を推進します。
- ・公共下水道の未普及箇所について、費用対効 果を検証しながら、効率的な整備を進めま す。
- ・下水道計画区域外への合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、佐久市浄化槽協会と連携し、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進します。
- ・水洗化促進策として、引き続き未水洗化世帯 への戸別訪問を推進します。

(2) 下水道の健全経営の推進

- ・下水道使用料の収納率向上を図るため、民間 の技術や経験の活用を図るとともに、上水 道関係機関との連携強化を図ります。
- ・水環境の保全を図るため、施設や設備の適正 な維持管理に努めるとともに、長期的な視 点による計画的な更新や機能強化を進めま す。
- ・経営の安定化と効率化を図るため、生活排水 処理施設の新たな統廃合計画を策定し、計 画的な統廃合を進めます。